**【令和６年度～令和８年度】**

**低所得者に対する介護保険料の軽減について**

令和６年度から令和８年度までの介護保険料について、所得再分配機能を強化する観点より、所得段階を９段階から１３段階へ細分化し、高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げによって、低所得者の保険料上昇の抑制を図ります。

◆軽減の内容

　第1段階から第3段階の方を対象に保険料を軽減します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所得段階 | 対象となる方 | | 軽減前 | | 軽減後 | |
| 令和６～令和８年度 | |
| 保険料率 | 金額 | 保険料率 | 金額 |
| 第１段階 | ・生活保護受給者 | | 0.455 | 38,334円 | 0.285 | 24,011円 |
| 世帯全員が非課税 | ・老齢福祉年金受給者  ・本人の「合計所得金額+課税年金収入」80.9万円以下 |
| 第２段階 | ・本人の「合計所得金額+課税年金収入」80.9万円超120万円以下 | 0.685 | 57,712円 | 0.485 | 40,862円 |
| 第３段階 | ・本人の「合計所得金額+課税年金収入」120万円超 | 0.69 | 58,133円 | 0.685 | 57,712円 |

※保険料率とは、基準となる第5段階に対する割合です。

　　令和6年度から令和8年度　基準額（第5段階）　84,252円

※保険料額の100円未満の端数は切り捨てされます。